

特定の分野に係る育成就労制度運用要領

－飲食料品製造業分野の基準について－

令和8年10月

法務省・厚生労働省・農林水産省編

(制定履歴)

令和8年10月9日公表

- 法務大臣及び厚生労働大臣は、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律(平成28年法律第89号。以下「法」という。)第7条の2第1項に基づき、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針について」(令和7年3月11日閣議決定。以下「基本方針」という。)にのっとり、分野を所管する行政機関の長等と共同して、分野ごとに育成就労に係る制度(以下「育成就労制度」という。)の運用に関する重要事項等を定めた育成就労に係る制度上の運用に関する方針を定めなければならないとされ、飲食料品製造業分野についても「飲食料品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針」(令和8年1月23日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。)が定められました。
- 法及び外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則(令和7年法務省・厚生労働省令第4号。以下「規則」という。)においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該分野に特有の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、飲食料品製造業分野についても、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準(令和8年農林水産省告示第649号。以下「告示」という。)において、飲食料品製造業分野固有の基準が定められています。
- 本要領は、告示の基準等の詳細についての留意事項等を定めることにより、飲食料品製造業分野における育成就労制度の適正な運用を図ることを目的としています。

目次

第1 育成就労外国人が従事する業務	3
第2 育成就労外国人に求められる技能水準等	7
第3 上乗せ基準等	13
第4 育成・キャリア形成プログラム	21
第5 技能実習の目標となる試験と育成就労の目標となる試験の関係	22

第1 育成就労外国人が従事する業務

【関係規定】

出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一

二

(育成就労)

育成就労法第十一条第一項に規定する認定育成就労計画に基づいて、講習を受け、及び育成就労法第二条第二号に規定する育成就労産業分野に属する技能を要する業務に従事する活動

法

(認定の基準)

第9条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、第八条第一項の認定の申請があった場合(同項の認定を受けようとする育成就労計画が労働者派遣等監理型育成就労を行わせるものである場合を除く。)において、その育成就労計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 (略)

二 従事させる業務、当該業務において要する技能、日本語の能力その他の育成就労の目標及び内容として定める事項が、育成就労の区分に応じて主務省令で定める基準に適合していること。

三～十一 (略)

規則

(育成就労の目標及び内容の基準)

第13条 (略)

2 法第九条第一項第二号の主務省令で定める基準のうち育成就労の内容に係るものは、次のとおりとする。

一 従事させる業務において要する技能が次のいずれにも該当するものであること。

イ 業務区分(従事させる業務において要する技能の属する育成就労産業分野に係る分野別運用方針に規定する業務区分をいう。)に属するものであること。

ロ 同一の作業の反復のみによって修得することができるものではないこと。

二～九 (略)

基本方針(抜粋)

第三 特定産業分野及び育成就労産業分野において求められる人材に関する基本的な事項

3 育成就労外国人

(2)育成就労外国人に対しては、育成就労を終了するまでに、育成就労産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を修得していることが求められる。

当該技能の修得に向けては、育成就労分野別運用方針において定める当該育成就労

産業分野の業務区分の中で主たる技能を定めて計画的な育成・評価が行われる必要がある。

当該技能水準は、育成就労分野別運用方針において定める当該育成就労産業分野の業務区分ごとに、育成就労の開始後1年経過時まで技能検定（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項の「技能検定」をいう。以下同じ。）基礎級又は相当する育成就労評価試験（育成就労法第8条第3項第6号の「育成就労評価試験」をいう。以下同じ。）により、育成就労を終了するまでに技能検定3級等又は特定技能評価試験により確認する。

第四 特定技能所属機関に係る施策並びに育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護を図るための施策に関する基本的な事項

2 育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護を図るための施策に関する基本的事項

(1) 育成就労実施者の責務

育成就労実施者は、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護について育成就労を行わせる者としての責任を自覚し、育成就労法第3条に定める育成就労制度の基本理念にのっとり、適正な労働条件の下で育成就労が実施され、育成就労外国人の人権が保護されるよう、育成就労を行わせる環境の整備に努めるとともに、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力する責務がある。

ア 育成就労計画の策定

育成就労制度においては、育成就労産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能及び日本語能力の修得が効果的に行われるよう、育成就労分野別運用方針において定める育成就労産業分野の業務区分の中で主たる技能を定めることを始めとして計画的な育成・評価を行う必要がある。

育成就労計画は、当該育成・評価及びキャリア形成の要であることから、その策定に当たっては、講習の内容、従事させる業務の内容、時間、指導体制等についての検討を行い、育成就労の目標を確実に達成することのできる計画を策定するものとする。

育成就労実施者には認定を受けた育成就労計画に定める育成就労期間の終期まで育成就労を行わせる義務があり、監理型育成就労（育成就労法第2条第3号に規定する「監理型育成就労」をいう。以下同じ。）における監理支援機関（育成就労法第2条第11号に規定する「監理支援機関」をいう。以下同じ。）には当該義務が適切に履行されるよう監理支援を行う義務がある。

したがって、育成就労実施者や監理支援機関の一方的な都合により、育成就労外国人が育成就労期間の途中でその意に反して帰国させられることはあってはならない。

イ 目標として定めた試験の適正な受験等

育成就労の開始後1年が経過する時まで及び育成就労を終了する時までに育成就労外国人に必要な技能及び日本語能力の試験を受けさせることは育成就労実施者の

義務であり、これを通じ育成就労外国人が修得した技能及び日本語能力の評価を行うとともに、指導内容、方法、体制等に改善すべき点がないか点検すべきである。

試験費用については育成就労実施者又は監理支援機関が負担する必要があるほか、育成就労実施者は、受け入れている育成就労外国人に確実に試験を受けさせる観点から、試験の実施者から求めがあった場合には、必要な協力をしていくことが望ましい。

なお、育成就労外国人が限られた育成就労期間の中で、効率的・効果的に技能を修得できるようにするため、育成就労実施者は、育成就労外国人を指導する立場にある育成就労指導員や育成就労計画の策定に携わる者の職業能力の更なる向上を図るべく、これらの者について技能検定その他の試験の受験等を積極的に推奨していくことが望ましい。

分野別運用方針(抜粋)

第三 育成就労制度に関する事項

2 育成就労外国人の育成に関する事項

飲食料品製造業分野において設定する主たる技能は、別表3のa. 業務区分の欄に掲げる業務区分に対応し、それぞれ同表のb. 主たる技能の欄に定めるとおりとする。

その上で、育成就労計画に沿って、3年間の育成就労期間を通じて当該主たる技能を修得するために必要な業務に一定時間計画的に従事させることにより、当該業務と関連するそれぞれの業務区分の範囲内の業務を経験させることとあいまって、飲食料品製造業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成する。

4 その他育成就労制度の運用に関する重要事項

(1)業務区分及び育成就労外国人が従事する業務

飲食料品製造業分野において設定する業務区分及び従事する業務は、特定技能制度と同一とする(第二2(1)参照)。

【主たる技能及び必須業務】

- 飲食料品製造業分野の育成就労外国人が従事する業務区分において設定する主たる技能、必須業務等については、別紙の育成就労計画審査基準を参照してください。

【業務区分及び育成就労外国人が従事する業務】

- 飲食料品製造業分野において設定する業務区分及び育成就労外国人が従事する業務は、本要領別表の業務区分(従事する業務)の欄に記載のとおりです。

【相談窓口】

- 育成就労外国人が従事する業務内容等に関する問合せ先は次のとおりです。

＜飲食料品製造業＞

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課

〒100－8950 東京都千代田区霞が関1－2－1

TEL 03－6744－1869

＜水産加工業＞

水産庁漁政部加工流通課加工振興班

〒100－8950 東京都千代田区霞が関1－2－1

TEL 03－6744－2349

【確認対象の書類】

- ・ 育成就労計画認定申請書(省令様式第1号、第2号、第3号(1)又は第3号(2))

第2 育成就労外国人に求められる技能水準等

【関係規定】

法

(認定の基準)

第9条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、第八条第一項の認定の申請があった場合(同項の認定を受けようとする育成就労計画が労働者派遣等監理型育成就労を行わせるものである場合を除く。)において、その育成就労計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 (略)

二 従事させる業務、当該業務において要する技能、日本語の能力その他の育成就労の目標及び内容として定める事項が、育成就労の区分に応じて主務省令で定める基準に適合していること。

三 (略)

四 育成就労を終了するまでに、育成就労外国人が修得した技能及び育成就労外国人の日本語の能力の評価を主務省令で定める時期に主務省令で定める方法により行うこと。

五～十一 (略)

2 (略)

規則

(育成就労評価試験)

第6条 法第八条第三項第六号の主務省令で指定する試験は、個別育成就労産業分野ごとに、それぞれ当該個別育成就労産業分野に係る分野別運用方針(法第七条の二第一項に規定する分野別運用方針をいう。以下同じ。)で定める試験とする。

(育成就労の目標及び内容の基準)

第13条 法第九条第一項第二号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の主務省令で定める基準のうち育成就労の目標に係るものは、次の各号に掲げる育成就労の目標の区分に応じ、当該各号に定める事項が定められていることとする。

一 育成就労外国人に修得させる技能に係る育成就労の目標 修得させる技能に係る三級の技能検定又はこれに相当する育成就労評価試験に合格すること。

二 育成就労外国人の日本語の能力に係る育成就労の目標 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事させる業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されること。

2 法第九条第一項第二号の主務省令で定める基準のうち育成就労の内容に係るものは、次のとおりとする。

一～六 (略)

七 イ～ホ (略)

へ 育成就労外国人が本邦での生活に必要な日本語能力及び従事させる業務に必要な日本語能力を一定程度修得するために認定日本語教育機関(日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律(令和五年法律第四十一号)第三条第1項に規定する認定日本語教育機関をいう。以下このへ及び次号において同じ。)に置かれた就労のための課程(認定日本語教育機関認定基準(令和五年文部科学省令第四十号)第二条第二項に規定する就労のための課程をいう。以下このへ及び次号において同じ。)において履修する授業科目の授業時間数(育成就労外国人が過去六月以内に、本邦外において、本邦での生活に必要な日本語能力及び従事させる業務に必要な日本語能力を一定程度修得するために認定日本語教育機関に置かれた就労のための課程において履修した授業科目の授業時間数を含む。)が百時間以上であること。ただし、試験その他の評価方法により本邦での生活に必要な日本語能力及び従事させる業務に必要な日本語能力を一定程度有していることが証明されている場合は、この限りでない。

ト(略)

八 育成就労外国人の日本語の能力に係る育成就労の目標を達成するために認定日本語教育機関に置かれた就労のための課程において百時間以上の授業時間数(育成就労外国人が、入国後講習において、又は過去六月以内に、本邦外において、育成就労外国人の日本語の能力に係る育成就労の目標を達成するために認定日本語教育機関に置かれた就労のための課程において履修した授業科目の授業時間数を含む。)の授業科目を履修することができるよう必要な措置を講じていること。ただし、当該目標が達成されている場合は、この限りでない。

九 前各号に掲げるもののほか、申請者の行わせる育成就労が育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

(主務省令で定める評価)

第14条 法第九条第一項第四号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。以下この条及び次条第1項第1号ロにおいて同じ。)の主務省令で定める時期は、次の各号に掲げる時期とし、法第九条第一項第四号の主務省令で定める方法は、当該各号に掲げる時期の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 育成就労の対象となっていた期間(法第九条の三ただし書に該当するものとして法第八条の六第一項の認定を受けた育成就労計画に基づく育成就労の対象となっている育成就労外国人にあっては、当該認定の後に育成就労の対象となっていた期間)の合計が一年に達するまで 次に掲げる方法

イ 育成就労外国人に修得させる技能に係る育成就労の目標に係る基礎級の技能検定又はこれに相当する育成就労評価試験による方法

ロ 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事させる業務に必要な日本語能力を一定程度有していることを証明する試験その他の評価方法による方法

二 育成就労の終了日まで 次に掲げる方法

イ 育成就労外国人に修得させる技能に係る育成就労の目標に係る三級の技能検定又はこれに相当する育成就労評価試験による方法

ロ 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事させる業務に必要な日本語能力を有していることを証明する試験その他の評価方法による方法

2 (略)

(法第九条の二第四号イの主務省令で定める期間)

第26条 法第九条の二第四号イ(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める期間は、個別育成就労産業分野ごとに、一年以上二年以下の範囲内でそれぞれ当該個別育成就労産業分野に係る分野別運用方針で定める期間(当該期間が一年を超える場合において、育成就労実施者の変更を制限する期間を一年とする旨を育成就労計画で定めているときは、一年)とする。

(法第九条の二第四号ロの主務省令で定める基準)

第27条 法第九条の二第四号ロ(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 一定の水準の技能を修得していること、一定の水準の日本語能力を有することその他の個別育成就労産業分野ごとにそれぞれ当該個別育成就労産業分野に係る分野別運用方針で定める要件を満たす者であること。

二 (略)

基本方針(抜粋)

第三 特定産業分野及び育成就労産業分野において求められる人材に関する基本的な事項

3 育成就労外国人

(2)育成就労外国人に対しては、育成就労を終了するまでに、育成就労産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を修得していることが求められる。

当該技能の修得に向けては、育成就労分野別運用方針において定める当該育成就労産業分野の業務区分の中で主たる技能を定めて計画的な育成・評価が行われる必要がある。

当該技能水準は、育成就労分野別運用方針において定める当該育成就労産業分野の業務区分ごとに、育成就労の開始後1年経過時までには技能検定(職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条第1項の「技能検定」をいう。以下同じ。)基礎級又は相当する育成就労評価試験(育成就労法第8条第3項第6号の「育成就労評価試験」をいう。以下同じ。)により、育成就労を終了するまでに技能検定3級等又は特定技能評価試験により確認する。

(3)育成就労外国人に対しては、就労を開始する前までに、日本語教育の参照枠A1相当以

上を基本としつつ、育成就労産業分野ごとに業務上必要な水準を満たす日本語能力が求められる。

当該日本語能力水準に関しては、育成就労分野別運用方針において定める当該育成就労産業分野の業務区分に対応する日本語能力の試験に合格すること又は相当する日本語講習を認定日本語教育機関（日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号）第3条第1項の「認定日本語教育機関」をいう。）による就労のための課程の講習（認定日本語教育機関認定基準（令和5年文部科学省令第40号）第23条に基づく「特別の日本語教育課程」を含む。）等において受講することが求められる。

就労開始前までに当該試験に合格していない育成就労外国人については、育成就労の開始から1年経過時までに当該試験に合格することが求められる。

また、育成就労外国人に対しては、育成就労を終了するまでに、日本語教育の参照枠A2相当以上を基本としつつ、育成就労産業分野ごとに業務上必要な水準を満たす日本語能力が求められる。

育成就労外国人は、育成就労分野別運用方針において定める当該育成就労産業分野の業務区分に対応する日本語教育の参照枠A2相当以上の日本語能力の試験に合格することを目標として育成就労に従事し、当該日本語能力の修得に努めなければならない。

分野別運用方針（抜粋）

第三 育成就労制度に関する事項

1 育成就労産業分野において求められる人材の基準に関する事項

飲食料品製造業分野において育成就労の在留資格で受け入れる外国人は次の（1）に定める試験に合格した者又は講習を受講した者とする。また、育成就労の開始後一定期間経過時までに満たしていることが求められる水準は、次の（2）及び（3）にそれぞれ定める試験に合格していることとする。

（1）育成就労の就労を開始するまでに求められる日本語能力水準

- ① 「日本語教育の参照枠」のA1相当以上の水準と認められるもの
- ② 認定日本語教育機関（日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号）第3条第1項の「認定日本語教育機関」をいう。）等における当該水準に相当する日本語講習の受講

（2）育成就労の開始後1年経過時までに満たしていることが求められる水準

ア 技能水準

別表3のc. 技能水準（1年経過時まで）の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

上記1（1）①に掲げるもの

（3）育成就労を終了するまでに求められる水準

ア 技能水準

別表3のd. 技能水準(育成就労終了まで)の欄に掲げるもの イ 日本語能力水準 「日本語教育の参照枠」のA2. 2相当以上の水準と認められるもの 3 育成就労産業分野における本人の意向による育成就労実施者の変更(転籍)に関する事項 (1)本人の意向による転籍に当たって必要となる技能水準及び日本語能力水準 飲食料品製造業分野において育成就労外国人が本人の意向による転籍を行うに当たって必要となる技能水準及び日本語能力水準は、次に定める試験にそれぞれ合格していることとする。 ア 技能水準 別表3のc. 技能水準(1年経過時まで)の欄に掲げるもの イ 日本語能力水準 「日本語教育の参照枠」のA2. 1相当以上の水準と認められるもの (2)転籍制限期間及びその理由 転籍制限期間は2年とする。 (3)1年を超える転籍制限期間を設定した転籍元の育成就労実施者において講じる待遇向上策 毎年、育成就労の協議会において、当該分野における育成就労実施者の賃上げ率(所定内給与の定期昇給分及びベースアップ分。より高い昇給率となるよう育成就労外国人のみの賃上げ率も必要に応じて考慮する。)を基準に、昇給率を設定・公表する。1年を超える転籍制限期間を設定する育成就労実施者においては、在籍する育成就労外国人の所定内賃金を1年目から2年目にかけて、当該昇給率によって昇給することとする。
--

- 育成就労外国人として飲食料品製造業分野の業務に従事する場合には、就労を開始するまでに、以下のいずれかの日本語能力水準を満たすことが求められます。
 - ・ 国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)A1相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N5以上の合格
 - ・ 認定日本語教育機関の「就労のための課程」等における当該水準に相当する日本語講習100時間以上の受講
- 飲食料品製造業分野において育成就労計画を作成する場合には、本要領別表に定める「育成就労の終了日まで」に受験する技能試験及び日本語能力の試験の合格を目標として定めます。また、同試験及び同表に定める「育成就労の対象となった期間の合計が1年に達するまで」に受験する試験をそれぞれ受験させることが必要です。
- 主たる技能を「飲食料品製造業全般」とする育成就労外国人は、本要領別表に定め

る「育成就労の終了日まで」に受験する技能試験である特定技能1号評価試験の受験要件として、育成就労の期間において、当該主たる技能に係る育成就労評価試験(初級)の実技試験に合格することが必要です。

【確認対象の書類】

- ・ 本要領別表の「日本語能力水準(技能を修得しようとする業務に従事するまで)」の欄に掲げる試験の合格証明書の写し
- ・ 育成就労計画認定申請書(省令様式第1号、第2号、第3号(1)又は第3号(2))

【本人意向の転籍が認められる育成就労外国人の技能水準等】

- 飲食料品製造業分野において、本人意向の転籍が認められるために必要な育成就労外国人の技能水準及び日本語能力水準は、本要領別表(本人意向の転籍時)に定める技能水準及び日本語能力水準となります。
- 飲食料品製造業分野における転籍制限期間は2年です。
- 1年を超える転籍制限期間を設定した育成就労実施者は、在籍する育成就労外国人の所定内賃金を1年目から2年目にかけて、農林水産省、関係業界団体、その他の関係者で構成される食品産業育成就労協議会(以下「分野別協議会」という。)で設定した昇給率以上の割合によって昇給させなければいけません。

【確認対象の書類】

＜本人意向の転籍時＞

- ・ 本要領別表「技能水準(本人意向の転籍時)」の欄に掲げる試験の合格証明書の写し
- ・ 本要領別表「日本語能力水準(本人意向の転籍時)」の欄に掲げる試験の合格証明書の写し
- ・ 雇用契約書及び雇用条件書(参考様式第1―2号)の写し

第3 上乘せ基準等

【関係規定】

法

(認定の基準)

第9条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、第八条第一項の認定の申請があつた場合(同項の認定を受けようとする育成就労計画が労働者派遣等監理型育成就労を行わせるものである場合を除く。)において、その育成就労計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 (略)

二 従事させる業務、当該業務において要する技能、日本語の能力その他の育成就労の目標及び内容として定める事項が、育成就労の区分に応じて主務省令で定める基準に適合していること。

三、四 (略)

五 育成就労を行わせる体制及び事業所の設備が主務省令で定める基準に適合していること。

六～十一 (略)

規則

(育成就労の目標及び内容の基準)

第13条 (略)

2 法第九条第一項第二号の主務省令で定める基準のうち育成就労の内容に係るものは、次のとおりとする。

一～八 (略)

九 前各号に掲げるもののほか、申請者の行わせる育成就労が育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

(育成就労を行わせる体制及び事業所の設備の基準)

第15条 法第九条第一項第五号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の主務省令で定める基準のうち育成就労を行わせる体制に係るものは、次のとおりとする。

一～十二 (略)

十三 前各号に掲げるもののほか、申請者の行わせる育成就労が育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

2 法第九条第一項第五号の主務省令で定める基準のうち育成就労を行わせる事業所の設備

に係るものは、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 前号に掲げるもののほか、申請者の行わせる育成就労が育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示

(育成就労の内容の基準)

第1条 飲食料品製造業分野に係る外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第十三条第二項第九号の告示で定める基準は、申請者(規則第七条第二号に規定する申請者をいう。以下同じ。)が、育成就労の対象となろうとする外国人と雇用契約を締結するに当たり、育成就労外国人のキャリアアップ(職務経験又は職業訓練等の職業能力の開発の機会を通じ、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の向上が図られることをいう。)を図るための計画について書面(その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)を交付し、又は提供して説明をしていることとする。

(育成就労を行わせる体制の基準)

第2条 飲食料品製造業分野に係る規則第十五条第一項第十三号の告示で定める基準は、申請者が次のいずれにも該当することとする。

- 一 飲食料品製造業分野に係る分野別協議会(外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)第五十四条第一項に規定する分野別協議会をいう。以下同じ。)において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。
- 二 飲食料品製造業分野に係る分野別協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること。
- 三 飲食料品製造業分野における育成就労外国人の受入れに関し、農林水産大臣又はその委託を受けた者が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

(育成就労を行わせる事業所の設備の基準)

第3条 飲食料品製造業分野に係る規則第十五条第二項第二号の告示で定める基準は、育成就労を行わせる事業所が、令和五年総務省告示第二百五十六号(統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件)に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち、次のいずれかに掲げるものを行っているものであることとする。

- 一 中分類09—食料品製造業
- 二 小分類101—清涼飲料製造業
- 三 小分類103—茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く)
- 四 小分類104—製氷業

五 小分類583―食肉小売業(食料品製造を行うものに限る。) 六 細分類5621―総合スーパーマーケット(食料品製造を行うものに限る。) 七 細分類5811―食料品スーパーマーケット(食料品製造を行うものに限る。) 八 細分類5861―菓子小売業(製造小売) 九 細分類5863―パン小売業(製造小売) 十 細分類5896―豆腐・かまぼこ等加工食品小売業(豆腐・かまぼこ等加工食品の製造を行うものに限る。)
基本方針(抜粋) 第二 特定産業分野及び育成就労産業分野に関する基本的な事項等 2 育成就労産業分野及び労働者派遣等育成就労産業分野の選定に関する基本的な事項並びに育成就労外国人の雇用形態 (3)育成就労外国人の雇用形態 育成就労外国人(育成就労法第2条第4号に規定する「育成就労外国人」をいう。以下同じ。)の雇用形態については、原則として、フルタイムとした上で直接雇用とする。
分野別運用方針(抜粋) 第三 育成就労制度に関する事項 4 その他育成就労制度の運用に関する重要事項 (2)育成就労外国人の雇用形態 直接雇用に限る。 (3)育成就労産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等 育成就労実施者に対して特に課す条件 ① 農産物漬物製造を主たる技能とする場合は、次に掲げる要件を満たす事業所であること。 i 農産物漬物製造について、周年操業している施設であること。 ii 漬物製造管理士2級以上の有資格者が在籍している育成就労実施者であること。 iii 水産物を加えた場合は、水産物の使用量が農産物の使用量より少ないものに限る。 ② 育成就労実施者は、育成就労の協議会に対し、必要な協力を行うこと。 ③ 育成就労実施者は、農林水産省又はその委託を受けた者が行う調査等に対し、必要な協力を行うこと。 ④ 育成就労実施者は、育成就労外国人に対するキャリアアッププランのイメージをあらかじめ設定し、雇用契約を締結する前に書面を交付して説明すること。 ⑤ 育成就労外国人が業務に従事する事業所が、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、特定のものをを行っていること。

1. 育成就労外国人の雇用形態

- 直接雇用に限られます。

- 飲食料品製造業分野は、労働者派遣等育成就労産業分野として定められていないため、労働者派遣等の形態により育成就労外国人を就労させることはできません。

2. 育成就労産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等

- 育成就労の内容、育成就労を行わせる体制及び育成就労を行わせる事業所の設備に係る基準として、飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて規則第13条第2項第9号、第15条第1項第13号及び第15条第2項第2号に基づき告示をもって定めたものです。

(1) 育成就労の内容の基準に関するもの

告示

(育成就労の内容の基準)

第1条 飲食料品製造業分野に係る外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第十三条第二項第九号の告示で定める基準は、申請者(規則第七条第二号に規定する申請者をいう。以下同じ)が、育成就労の対象となろうとする外国人と雇用契約を締結するに当たり、育成就労外国人のキャリアアップ(職務経験又は職業訓練等の職業能力の開発の機会を通じ、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の向上が図られることをいう。)を図るための計画について書面(その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)を交付し、又は提供して説明をしていることとする。

- 育成就労実施者は、飲食料品製造業分野に係る育成就労外国人に対して、キャリアアッププランをあらかじめ設定して、雇用契約を締結する前に書面等(様式自由)を交付等し、説明する必要があります。

＜キャリアアッププランの内容の例＞

- ・ 各レベルの業務内容と習熟の目安となる年数
- ・ レベルアップするときに必要な経験、実績、資格など
- ・ 職務上の地位・賃金をはじめとする処遇向上など

※ 水産加工業の業務区分で受け入れる外国人の採用に当たっては、雇用契約を締結する際に転籍できる範囲(原則として同一の業務区分内に限ること等)を含むキャリアパスや待遇等について丁寧に説明し、同意を得る必要があることが分野別協議会で定められています。

【確認対象の書類】

- ・ 飲食料品製造業分野における育成就労外国人の受入れに関する誓約書(飲食料品製造業分野参考様式第1号)

(2) 育成就労を行わせる体制の基準に関するもの

告示

(育成就労を行わせる体制の基準)

第2条 飲食料品製造業分野に係る規則第十五条第一項第十三号の告示で定める基準は、申請者が次のいずれにも該当することとする。

- 一 飲食料品製造業分野に係る分野別協議会(外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)第五十四条第一項に規定する分野別協議会をいう。以下同じ。)において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。
- 二 飲食料品製造業分野に係る分野別協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること。
- 三 飲食料品製造業分野における育成就労外国人の受入れに関し、農林水産大臣又はその委託を受けた者が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

- 育成就労実施者は、飲食料品製造業分野の育成就労外国人を受け入れる場合には、当該育成就労外国人に係る育成就労計画の認定申請の前に、分野別協議会に加入していることが必要です。
- 分野別協議会では、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護を図るため、飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑み、固有の措置の設定について協議を行います。育成就労実施者は、分野別協議会において協議が調った事項に関する措置を適切に講じることが必要です。
- 育成就労実施者は、分野別協議会に対し、必要な協力を行わなければならないほか、飲食料品製造業分野における育成就労外国人の受入れに関し、農林水産大臣又はその委託を受けた者が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行わなければなりません。
- 分野別協議会において協議が調った事項に関する措置を講じない場合や、分野別協議会等に対し、必要な協力を行わない場合には、基準に適合しないこととなります。

- 分野別協議会への加入手続の申請については、農林水産省のホームページから行ってください。また、加入手続の方法については、農林水産省のホームページをご確認いただくか、下記の連絡先にお問い合わせください。

【農林水産省のホームページ】

URL:https://www.maff.go.jp/j/shokusan/ikuseisyurou_kyougikai/info.html

【分野別協議会に関する問合せ先】

農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 新事業・国際グループ
〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1
TEL 03-6744-2397

【確認対象の書類】

- ・ 分野別協議会の構成員であることの証明書

(3) 育成就労を行わせる事業所の設備の基準に関するもの

告示

(育成就労を行わせる事業所の設備の基準)

第3条 飲食料品製造業分野に係る規則第十五条第二項第二号の告示で定める基準は、育成就労を行わせる事業所が、令和五年総務省告示第二百五十六号(統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件)に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち、次のいずれかに掲げるものを行っているものであることとする。

- 一 中分類09—食料品製造業
- 二 小分類101—清涼飲料製造業
- 三 小分類103—茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く)
- 四 小分類104—製氷業
- 五 小分類583—食肉小売業(食料品製造を行うものに限る。)
- 六 細分類5621—総合スーパーマーケット(食料品製造を行うものに限る。)
- 七 細分類5811—食料品スーパーマーケット(食料品製造を行うものに限る。)
- 八 細分類5861—菓子小売業(製造小売)
- 九 細分類5863—パン小売業(製造小売)
- 十 細分類5896—豆腐・かまぼこ等加工食品小売業(豆腐・かまぼこ等加工食品の製造を行うものに限る。)

- 飲食料品製造業分野の育成就労を行わせる事業所は、日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることが求められます。

- ①中分類0 9—食料品製造業
- ②小分類1 0 1—清涼飲料製造業
- ③小分類1 0 3—茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く)
- ④小分類1 0 4—製氷業
- ⑤小分類5 8 3—食肉小売業(食料品製造を行うものに限る。)
- ⑥細分類5621—総合スーパーマーケット(食料品製造を行うものに限る。)
- ⑦細分類5811—食料品スーパーマーケット(食料品製造を行うものに限る。)
- ⑧細分類5861—菓子小売業(製造小売)
- ⑨細分類5863—パン小売業(製造小売)
- ⑩細分類5896—豆腐・かまぼこ等加工食品小売業(豆腐・かまぼこ等加工食品の製造を行うものに限る。)

- 前記の日本標準産業分類に掲げる産業を行っているとは、育成就労外国人が業務に従事する事業所において、前記の産業について製造品出荷額等が発生していることを指します。

製造品出荷額等とは、製造品出荷額、加工賃収入額の合計であり、消費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額のことを指します。

- ① 製造品出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの(原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む。)を、その事業所から出荷した場合をいいます。また、次のものも製造品出荷に含みます。

ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

イ 自家使用されたもの(その事業所において最終製品として使用されたもの)

ウ 委託販売に出したもの(販売済みでないものを含み、返品されたものを除く。)

- ② 加工賃収入額とは、他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいいます。

- 事業所の定義は、総務省告示第256号(以下「日本標準産業分類」という。)[『3 第1章 第2項「事業所の定義」』に従い、その経済活動に次の2つの要件が備わっているものをいいます。

(1) 単一の経営主体により、一区画を占めて行われていること。

(2) その区画において、人及び設備を有して継続的に行われていること。

区画を識別する際には、一以上の経営主体が一定の場所において経済活動を行っている場合、その場所を一構内とした上で、一構内における経済活動が単一の経営主体によるものであればそれを一区画とし、複数の経営主体によるものであれば経営主体ごとにそれぞれを一区画とします。

このように区画を識別し難い場合には、売上台帳や賃金台帳等の経済活動に関する帳簿(以下「経営諸帳簿」という。)により区別できる範囲を一区画とみなすことがあります。例えば、道路等により隔てられた二つ以上の近接する場所において単一の経営主体により経済活動が行われている場合には、それぞれを別の区画とすることが基本です。しかし、経営諸帳簿によりそれぞれの場所を区別して扱うことができない場合には、経営諸帳簿により区別できる範囲を一区画とみなすことがあります。

- 前記の産業について製造品出荷額等が発生している場合には、飲食料品卸売業者若しくは飲食料品小売業者の専用工場(いわゆるプロセスセンター)又は外食業事業者の集中調理施設(いわゆるセンター方式のセントラルキッチンや集中調理施設の給食センター)等の独立した事業所で飲食料品の製造・加工を営む事業所は、飲食料品製造業分野の対象となります。
- 製造請負の場合も、上記日本標準産業分類のいずれかに掲げるものを行っている事業所は、飲食料品製造業分野の対象となります。
ただし、製造・加工の付随業務(例:箱詰めや荷役業務など)のみを行っている事業所では、飲食料品製造業分野の育成就労を行わせることはできません。
- 前記⑥及び⑦の産業は、青果物加工、鮮魚加工、食肉加工、ベーカリー製造、そう菜製造等の食料品製造が行われている事業所に限り、飲食料品製造業分野の対象となります。
- 前記⑤、⑧～⑩の産業は、自ら製造した製品をその店舗において個人又は家庭用消費者に販売する(製造と小売が不可分一体の)事業形態であることから、飲食料品製造業分野の対象となります。
- 育成就労を行わせる事業所の産業は、分野別協議会において確認されます。
※ 飲食料品製造業の分野別協議会の入会規程において、同協議会に入会するためには、育成就労を行わせる事業所が、前記①～⑩までのいずれかの産業を「主として」行っている必要があると定められています。そのため、小売業を営む事業所(前記⑤～⑩の産業を除く。)が、事業所の一区画で飲食料品の製造・加工を行っていたとしても、その産業を「主として」行っていない場合は、分野別協議会に加入できません。

【確認対象の書類】

- ・ 分野別協議会の構成員であることの証明書

第4 育成・キャリア形成プログラム

分野別運用方針(抜粋)

第一 特定技能制度及び育成就労制度に共通する事項

4 その他特定技能制度及び育成就労制度に係る制度の運用に共通する重要事項

(1)特定技能外国人及び育成就労外国人のキャリア形成等に関する事項

農林水産省は、関係業界等と協働して、育成就労、特定技能1号及び特定技能2号に係る飲食料品製造業分野における「育成・キャリア形成プログラム(以下「育成プログラム」という。)」を策定する。飲食料品製造業分野における育成プログラムは、次の事項を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとするを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

- ① 各レベルの業務内容及び習熟の目安となる年数
- ② レベルアップするときに必要な経験・実績、資格・検定など

- 飲食料品製造業分野における育成プログラムは、次の事項を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとするを基本とし、育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界及び育成就労実施者等において、育成就労外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針です。

- ① 各レベルの業務内容及び習熟の目安となる年数。
- ② レベルアップするときに必要な経験・実績、資格・検定など

- 飲食料品製造業分野における育成プログラムは、農林水産省のホームページに掲載されますので、適切に参照し活用してください。

第5 技能実習の目標となる試験と育成就労の目標となる試験の関係

- 技能実習の目標となる試験と同一又は相当する育成就労産業分野に係る分野別運用方針に定められた試験との関係は、以下の表のとおりです。

なお、技能実習を行っていた期間等に応じ、育成就労の通算期間等に関する基準を満たす必要もあるので注意してください。例えば、技能実習を3年以上行っている場合は、育成就労計画の認定を受けることができず、技能実習を2年を超えて行っている場合は、下表において対応する業務区分以外の育成就労を行わせることができません。

技能実習の目標となる試験	育成就労産業分野	業務区分	育成就労の目標となる試験
・缶詰巻締技能評価試験(専門級) ・食鳥処理加工業技能評価試験(専門級) ・牛豚食肉処理加工業技能評価試験(専門級) ・惣菜製造業技能評価試験(専門級) ・農産物漬物製造業技能実習評価試験(専門級) ・技能検定3級(ハム・ソーセージ・ベーコン製造、パン製造)	飲食料品製造業分野	飲食料品製造業	・缶詰巻締育成就労評価試験(専門級) ・食鳥処理加工育成就労評価試験(専門級) ・牛豚食肉処理加工育成就労評価試験(専門級) ・惣菜製造育成就労評価試験(専門級) ・農産物漬物製造業育成就労評価試験(専門級) ・技能検定3級(ハム・ソーセージ・ベーコン製造、パン製造)
・水産加工食品製造業技能評価試験(専門級) ・技能検定3級(水産練り製品製造)		水産加工業	・水産加工育成就労評価試験(専門級) ・技能検定3級(水産練り製品製造)